

～火災や台風などにより住居・家財に損害を受けた方へ～

短期給付の請求は  
時効があります!!

# 災害見舞金の請求はお済みですか?

火災により住居が全焼・半焼した時や台風などにより住居の床上まで浸水した時に、住居や家財に損害が生じた場合、損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。

短期給付の請求の時効は、給付事由が生じた日から**2年**です。

※令和元年台風19号の請求期限は**令和3年10月11日**です。請求のお済みでない方は、請求書等を共済事務担当課に提出してください。